

議案第 43 号

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例
の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改
正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例

(橋本市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前																																	
<p>(給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、本市に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、<u>管理者は、当該所有者をして本市に居住する代理人を選定させることができる。</u> (メーターの貸与及びその費用) 第17条 略 2・3 略 4 メーターの貸与費用は、次の区分により定める額とし、給水装置工事の申込者の負担とする。</p>		<p>(給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、本市に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、<u>給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、本市に居住する代理人を置かなければならない。</u> (メーターの貸与及びその費用) 第17条 略 2・3 略 4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とし、給水装置工事の申込者の負担とする。</p>																																	
<p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 8,000</td> <td>円 15,000</td> <td>円 18,000</td> <td>円 36,000</td> <td>円 136,000</td> <td>円 157,000</td> <td>円 188,000</td> </tr> </table> <p>備考 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。</p>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 8,000	円 15,000	円 18,000	円 36,000	円 136,000	円 157,000	円 188,000	<p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 7,620</td> <td>円 14,286</td> <td>円 17,143</td> <td>円 33,334</td> <td>円 123,810</td> <td>円 142,858</td> <td>円 171,429</td> </tr> </table>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 7,620	円 14,286	円 17,143	円 33,334	円 123,810	円 142,858	円 171,429
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 8,000	円 15,000	円 18,000	円 36,000	円 136,000	円 157,000	円 188,000																												
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 7,620	円 14,286	円 17,143	円 33,334	円 123,810	円 142,858	円 171,429																												
<p>(2) 遠隔指示式メーター</p>		<p>(2) 遠隔指示式メーター</p>																																	

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル
金額	円 76,000	円 81,000	円 88,000	円 132,000	円 245,000	円 286,000	円 318,000
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。						

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の区分により定める額とし、給水装置の新設及び改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)工事申込者からの申込みの際に徴収する。ただし、給水装置の改造工事申込者から徴収する給水分担金は、改造後のメーターの口径に対応する金額から改造前のメーターの口径に対応する金額を差し引いた額とする。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル以上
金額	円 157,000	円 471,000	円 785,000	円 3,142,000	円 5,500,000	円 15,714,000	管理者が別に定める。
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。						

2・3 略

(施設分担金)

第34条 略

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル
金額	円 69,524	円 74,286	円 80,000	円 120,000	円 222,858	円 260,000	円 289,524

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設及び改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)工事申込者からの申込みの際に徴収する。ただし、給水装置の改造工事申込者から徴収する給水分担金は、改造後のメーターの口径に対応する金額から改造前のメーターの口径に対応する金額を差し引いた額とする。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル以上
金額	円 142,858	円 428,572	円 714,286	円 2,857,143	円 5,000,000	円 14,285,715	管理者が別に定める。

2・3 略

(施設分担金)

第34条 略

- 2 略
3 施設分担金の額は、1平方メートル当たり、1,570円とする。

- 2 略
3 施設分担金の額は、1平方メートル当たり、1,429円に、その額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部改正)

第2条 橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前																					
<p>(給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、<u>市長は、当該所有者をして本市に居住する代理人を選定させることができる。</u> (メーターの貸与及びその費用) 第17条 略 2・3 略 4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額とし、給水装置工事の申込者の負担とする。</u></p> <p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾</td> <td>20ミリメートル</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>橋本市杉尾</td> <td>13ミリメートル</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	メーターの口径	金額	橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	15,000円	橋本市杉尾	13ミリメートル	8,000円	備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。		<p>(給水装置の所有者の代理人) 第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、<u>給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</u> (メーターの貸与及びその費用) 第17条 略 2・3 略 4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額</u>に、<u>当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とし、給水装置工事の申込者の負担とする。 (1) 直読式メーター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾</td> <td>20ミリメートル</td> <td>14,286円</td> </tr> <tr> <td>橋本市杉尾</td> <td>13ミリメートル</td> <td>7,620円</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	メーターの口径	金額	橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	14,286円	橋本市杉尾	13ミリメートル	7,620円
対象区域	メーターの口径	金額																				
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	15,000円																				
橋本市杉尾	13ミリメートル	8,000円																				
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。																					
対象区域	メーターの口径	金額																				
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	14,286円																				
橋本市杉尾	13ミリメートル	7,620円																				

(2) 遠隔指示式メーター

対象区域	メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20 ミリメートル	81,000 円
橋本市杉尾	13 ミリメートル	76,000 円
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	

(給水分担金)

第 32 条 給水分担金は、次の表に定める額とし、給水装置の新設工事の申込者からの申し込みの際に徴収する。

対象区域	メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20 ミリメートル	440,000 円
橋本市杉尾	13 ミリメートル	146,000 円
備考	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	

2・3 略

(2) 遠隔指示式メーター

対象区域	メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20 ミリメートル	74,286 円
橋本市杉尾	13 ミリメートル	69,524 円

(給水分担金)

第 32 条 給水分担金は、次の表に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設工事の申込者からの申し込みの際に徴収する。

対象区域	メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20 ミリメートル	400,000 円
橋本市杉尾	13 ミリメートル	133,333 円

2・3 略

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。